

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（ゼオライト土嚢等処理設備の設置）に係る面談
2. 日時：令和6年2月27日（火）13時30分～15時20分
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁 原子力規制部  
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
正岡企画調査官、森審査班長、佐藤室長補佐、椎名安全審査官  
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー  
プロジェクトマネジメント室 担当2名（Web会議システムによる出席）  
福島第一原子力発電所 担当4名（うちWeb会議システムによる出席2名）

## 5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（ゼオライト土嚢等処理設備の設置）について、資料に基づき、以下の説明があった。

➤ ゼオライト土嚢等処理設備における補足説明  
（階段室における活性炭落とし込み作業について）

➤ まとめ資料案

- 1.1 特定原子力施設における主なリスクと今後のリスク低減対策への適合性
- 2.8 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理への適合性
- 2.9 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理への適合性

○原子力規制庁は、上記説明内容について事実関係の確認を行うとともに、以下のコメントを伝えた。

➤ 補足説明資料（階段室の活性炭落とし込み作業関係）について、以下の情報も整理して記載すること。

- ・集積作業や容器封入作業を含めた作業スケジュールの全体工程
- ・ダスト対策に関するダストモニタ警報値とその設定の考え方
- ・遮蔽等のダスト対策以外の被ばく低減対策 等

➤ まとめ資料案について、以下の情報も整理して記載すること。

（放射性固体廃棄物関係）

- ・ゼオライト土嚢回収により発生する二次廃棄物の発生量、一時保管先、保管期限及び一時保管先における線量評価 等

（階段室の活性炭落とし込み作業関係）

- ・本作業と実施計画第三章との関係
- ・作業に用いるろ過水等が建屋内の滞留水へ与える影響の有無
- ・落とし込み作業に伴い油分が浮遊する可能性及び油分が確認された場合の対応策
- ・落とし込み作業以外の作業を同時に実施する場合には、落とし込み作業に伴うダスト発生時の速やかな連絡等の当該作業実施者に係る安全対策 等

○東京電力より、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

## 6. その他

資料：

- ゼオライト土嚢等処理設備における補足説明  
(階段室における活性炭落とし込み作業について)
- まとめ資料案
  - 1.1 特定原子力施設における主なリスクと今後のリスク低減対策への適合性
  - 2.8 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理への適合性
  - 2.9 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理への適合性

以上